

自費出版に関する トラブル



Q 趣味で描いた絵を展覧会に出品したところ、業者から電話がかかってきて「いい作品を集めて本を出版するので載せないか」と誘われました。褒められたのでついその気になって、言われるままに20万円支払いましたが、本が出来上がらないうちに、今度は「40万円で特集を組むので載せないか」と誘われました。一度だけなら記念になると思ったのですが、次々と誘われて困っています。どうすればいいでしょうか。

A 本が出来上がらないうちに次々と掲載を勧められる場合は、契約を控えて慎重に考えましょう。最初に頼んだ本の完成を確認することも大切です。絵・短歌・俳句・川柳・手芸品などの自費出版に関する一般的な苦情には、次のような例が多いので参考にしてください。

一般的な苦情の例

- ・ 作品を褒められたので頼んだが高額だった
- ・ 新聞広告やインターネットで見た業者に頼んで代金を払ったが、約束の日になっても本が出来なかった
- ・ 一部の本は受け取ったが、残りの本がどうなっているか分からないので、受け取りたいと申し出たが追加料金が掛かると言われた

契約時の注意点

- ・ 本は簡単に売れるものではありません。褒められてもすぐに契約をしないで冷静に考えましょう
- ・ 複数の業者から見積もりを取り、金額や契約内容を比較しましょう。本が形になればよいのか、販売も頼むのかなど、自分の目的に合うものか否かの検討が必要です。解約に関する事項、本の完成までの期間、代金の支払時期、追加料金に関することを事前に確認して、文書などの記録に残しておきましょう
- ・ 販売方法によっては、クーリングオフができる場合があります
- ・ 契約内容が守られているかどうか、不安に思ったらすぐに業者に確認しましょう

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

個人情報の保護と 有効活用

護 個人情報保護法が平成17年4月に施行されたことをきっかけに、必要とされる個人情報が提供されなかったり、学校の連絡網の作成が中止されたりといった、いわゆる「過剰反応」といわれる状況が社会問題となっているようだけど、その背景にはどんなものがあるのかな。

保子 個人情報保護に対する意識の高まりや、法律に対する理解不足・誤解が背景にあると指摘されているわ。

護 ほかにも、保子さんに教えてもらうまでは、分からないことがたくさんあったからね。

保子 個人情報保護法の目的は、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することだから、そこを理解して運用していくことが大切ね。

護 個人情報の保護と、有効活用のバランスが大事なんだね。でも、事業者などによる個人情報の取り扱いなどに不安を感じた場合はどうしたらいいのかな。

保子 個人情報の取り扱いに関して苦情などがある場合、事業者などに直接申し出るだけじゃなくて、国民生活センターや市役所の消費生活センターなどに相談できるようにもなっているわ。

今回で、個人情報保護について紹介してきたこのコーナーは終わりだけど、これからも、法律を正しく理解して、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用していきましょうね。



このコーナーでは、学生のまもる護くんが市役所に勤めるやすこ保子さんに疑問を尋ねるかたちで、個人情報保護のいわゆる「過剰反応」について学んできました。
総務課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/somu/index0000.html>)では具体的な事例を紹介していますので、ご覧ください。

※消費者の個人情報に関する相談は消費生活センター(☎23-1161)へ。くわしくは総務課(☎20-1510)へ。